

5 第4条（発信者情報の開示請求等）

第四条 ① 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、②当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、③当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る④発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の⑤開示を請求することができる。

一 ⑥侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 ⑦当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、①前項の規定による開示の請求を受けたときは、②当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別な事情がある場合を除き、③開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 ①第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、②当該発信者情報をみだりに用いて、③不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による①開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、②故意又は重大な過失がある場合でなければ、③賠償の責めに任じない。④ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称

二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所

三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

四 侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をい